

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）27条1項3号の規定に基づく入所措置決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が行った、請求人の子である〇〇さん（以下「本件児童」という。）に係る法27条1項3号の規定に基づく入所措置決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

本件児童を施設入所措置する必要性もなく、本件処分は、国連児童の権利条約9条及び日本国憲法25条に違反し、本件児童及び法定代理人の権利を侵害する違法なものである。

本件児童は、これまでの一時保護により、両親との交流ができていない状況もあり、実兄の同年齢の頃に比べ、明らかに言語障害などの発達障害の徴候が見られる。本件児童を健全な発育ができる環境となっている請求人の元に返さず、新薬リスジプラムの治療機会をはく奪しており、本件処分は、不当かつ違法・違憲である。

また、一時保護前と家庭状況は一変しており、母親は〇〇に従事し、本件児童の健全な養育に繋がる努力をしているのに加え、父親（請求人）は、〇〇から独自のリハビリテーション遂行により、健常者と見分けがつかない程の回復を達成し、現代医療では実現しない奇跡のノウハウを本件児童が体験できないのは児童虐待に相当する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年12月15日	諮問
令和 6年 1月16日	審議（第85回第3部会）
令和 6年 2月 7日	審議（第86回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法27条1項3号は、法26条1項1号の規定による報告があった児童につき、都道府県が行う措置として、児童を里親等に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設等に入所させることを挙げる。

なお、東京都は、法27条1項3号の措置を採る知事の権限のうち、障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設に限る。）への入所措置については、児童相談所長に委任していないため、知事が処分庁となる（法32条1項及び児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号括弧書）。

- (2) 法28条1項1号は、保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、法27条1項3号の措置を採ることが親権を行う者の意に反するときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、同号の措置を採ることができる旨を定める。
- (3) 裁判例（東京地方裁判所平成20年7月11日判決・裁判所ウェブサイト）によれば、「保護者である親権者等の意に反して施設入所等の措置を採ることについて、家庭裁判所の承認の審判が条件とされているのは、施設入所等の措置が、親権者等の監護権等の制限のみならず、児童

の身体の拘束等も伴う措置であることから、親権者等による監護の継続が著しく児童の福祉を害するとの要件（同法（児童福祉法）28条1項）の認定・判断に加え、児童の福祉、親権者等の権利及び双方の比較衡量の総合的な観点からの当該措置の相当性の判断を、行政機関ではなく、親権の行使及び未成年後見について監督的立場にある家庭裁判所の専権にゆだね、行政機関は、家庭裁判所の判断に従って当該措置の採否を決すべきものとすることにより、児童の福祉の保護及び親権又は後見の擁護の各要請を適切かつ調和的に確保する趣旨によるもの」であり、上記「制度の趣旨等によれば、①児童福祉法28条1項所定の要件の有無（虐待の事実など児童の福祉を害する事情の有無）、当該措置の相当性といった承認の実体要件のみならず、②審判の手続要件を含め、当該審判手続及びその上訴審手続で争うことができる事由については、児童福祉法及び関連法令上、専ら当該審判手続及びその上訴審手続において争うことが予定されており、承認の審判に対する事実誤認・判断不当、審理不尽・手続違背等の実体上又は手続上の不服についても、憲法違反の不服を含め、すべて抗告、特別抗告、許可抗告の上訴審手続の中で争うべき事柄であって、抗告棄却の決定を経るなどして承認の審判が有効に確定した以上、親権者等は、後行の手続において、これらの不服を主張して確定審判の適法性を争うことはできず、また、上記①の実体要件について、確定審判の基準時以前の事情に基づき確定審判の認定・判断に反する主張をしてこれを争うことはできないと解するのが相当である。」とされている。

- 2 これを本件についてみると、本件児童を障害児入所施設に入所させることが本件児童の保護者であり親権者である請求人らの意に反するため、〇〇児童相談所長は、令和3年9月13日、法28条1項1号の規定に基づき家庭裁判所に家事審判を申し立てた。そして、家庭裁判所は、令和4年2月16日、本件児童の医療型障害児入所施設への入所を承認し（本件審判）、本件審判は、同年3月30日に確定した。

処分庁は、入所措置を要する旨の〇〇児童相談所長からの文書を受け、本件児童について医療型障害児入所施設への入所措置が必要であると判断し、同年11月1日を入所開始日として本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、本件処分は、法の定めるところに従って適正になされたも

のであるから、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分は違法又は不当であると主張する。

しかし、上記2のとおり、本件処分は、法28条1項1号の規定に従って、本件児童を請求人に監護させることが著しく本件児童の福祉を害する場合に当たるとして、本件審判による承認を経た上で行われたものであり、かつ、本件審判は確定しているのであるから、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一